

就労誓約書（兼 認定取消・退所届）

- ※ 求職要件での認定は、年度内1回限りです。
- ※ 求職活動をしていることを確認できる書類（ハローワークカードの写し等）を添付してください。
- ※ 保育の必要量は短時間での認定となります。

□ 認可保育施設利用者

私は、入所日または退職日の翌日から、2か月を経過する日の翌日が属する月の末日（該当する日が土曜・日曜・祝日の場合は、前開庁日）までに就労証明書等を提出し、期日内に就労することを誓約します。

【入所・退職日： 月 日の翌日から2か月後の日が属する月の末日： 月 日】

期日までに就労証明書等を提出しなかった場合には、期日をもって退所します。

また、就労開始日から1ヶ月後において、就労の実態（月64時間以上）が確認できなかった場合においても、その日をもって退所します。

なお、この件に関しては一切の異議申し立てをいたしません。

□ 幼稚園・認可外保育施設・一時預かり等利用者

現在、私は就労していませんが、利用日から2か月を経過する日の翌日が属する月の末日（該当する日が土曜・日曜・祝日の場合は、前開庁日）までに就労証明書等を提出し、期日内に就労することを誓約します。

【利用日： 月 日から2か月を経過する日の翌日が属する月の末日： 月 日】

期日までに就労証明書等を提出しなかった場合や就労開始日から1ヶ月後において、就労の実態（月64時間以上）が確認できなかった場合には、支給認定を取消します。

なお、この件に関しては一切の異議申し立てをいたしません。

記

年 月 日

長岡京市福祉事務所長 様

住 所

就労予定者氏名

電 話

【保護者記入欄】

児童氏名	生年月日	利用施設(希望施設)